

滋賀県動物の保護および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第13号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第2条、第6条の2および第13条関係）
- (2) この条例は、令和2年6月1日から施行することとします。

滋賀県動物の保護および管理に関する条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(4)から(7)まで 省略</p> <p>第3条から第6条まで 省略</p> <p>第6条の2 犬または猫の飼い主（<u>法第12条第1項第3号</u>に規定する第1種動物取扱業者、<u>法第24条の3第1項</u>に規定する第2種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は、その一の飼養施設において飼養する犬もしくは猫（生後91日未満のものを除く。）の数またはこれらの数を合算した数（以下「飼養数」という。）が10頭以上となったときは、その日から起算して30日以内に、当該飼養施設について次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(6)まで 省略</p> <p>第6条の3から第12条まで 省略</p> <p>第13条 <u>法第34条第1項</u>に規定する<u>動物愛護担当職員</u>として、動物愛護管理員を置く。</p> <p>以下省略</p> | <p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(4)から(7)まで 省略</p> <p>第3条から第6条まで 省略</p> <p>第6条の2 犬または猫の飼い主（<u>法第12条第1項第4号</u>に規定する第1種動物取扱業者、<u>法第24条の3第1項</u>に規定する第2種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は、その一の飼養施設において飼養する犬もしくは猫（生後91日未満のものを除く。）の数またはこれらの数を合算した数（以下「飼養数」という。）が10頭以上となったときは、その日から起算して30日以内に、当該飼養施設について次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(6)まで 省略</p> <p>第6条の3から第12条まで 省略</p> <p>第13条 <u>法第37条の3第1項</u>に規定する<u>動物愛護管理担当職員</u>として、動物愛護管理員を置く。</p> <p>以下省略</p> |